

感染症による出席停止のお知らせ (マイコプラズマ肺炎用)

お子様は、下記の疾病 (○印) にかかっているか、またはその疑いがあります。  
 つきましては、学校保健安全法施行規則 19 条の規定により、出席停止をしてください。  
 なお、病気 (マイコプラズマ肺炎) が治りましたら、下の登校証明書に医師に記入してもらい、登校時に学級担任へご提出ください。

種	○印	感染症名	出席停止の期間基準 (ただし、疾病により医師が感染の恐れがないと認めたときはこのかぎりではない)
一		病名 ( )	完全に治癒するまで
二		インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日 (幼児にあつては 3 日) を経過するまで。
		新型コロナウイルス	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで。
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
		麻疹 (はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで。
		流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
		風しん	発しんが消失するまで。
		水痘 (水疱瘡)	すべての発しんが痂皮化するまで。
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。
		結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
		髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
三		コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
		その他感染症	
	○ (マイコプラズマ肺炎)	急性期を過ぎたと認めるまで	

◆ 学校保健安全法 第 19 条 (出席停止) には、「校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」と定められています。

登校許可証明書

静岡大学教育学部附属静岡中学校長 様

年 組 氏名

(保護者記入)

1 病名を記入または、○で囲んでください。

第一種	病名 ( )
第二種	百日咳 麻疹 (はしか) 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) 風しん 水痘 (水疱瘡) 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他感染症 ( <b>マイコプラズマ肺炎</b> )

2 停止期間 年 月 日 ~ 年 月 日まで

上記の者の病気は急性期が過ぎたので登校を許可する。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印